

◇大阪市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

- 1 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を改めることにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この条例は、令和6年4月1日から施行することにしました。

(福祉局高齢者施策部介護保険課)